

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月28日

【発行者名】 IQ EQファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド
(IQ EQ Fund Management (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ポール・オシェイ
(Paul O'Shea, Director)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー76番
(76 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西信治
同 白川剛士
同 金光由以

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

オルトゥ・クールバ・トラスト -
グローバル株式セクター厳選ファンド
(Ortu Curva II Trust -
Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

米ドルクラス受益証券

10億アメリカ合衆国ドル(約1,448億円)を上限とします。

円ヘッジクラス受益証券

1,000億円を上限とします。

豪ドルヘッジクラス受益証券

10億オーストラリア・ドル(約945億円)を上限とします。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリア・ドル
(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、2025年6月30日における株式会社三
菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=144.81円および1豪ドル=
94.50円)によります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2025年8月29日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により追加・更新するため、また、ファンド設立地における英文目論見書が改訂されましたので、当該変更を反映するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容(*)と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(2) 投資資産		(2) 運用実績	追加または更新
	(3) 運用実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	3 ファンドの経理状況	追加	
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表				
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況		更新	

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです(「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。)

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

IQ EQファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)が管理するオルトゥ・クールバ・トラスト(以下「トラスト」といいます。) - グローバル株式セクター厳選ファンド(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2025年9月末日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
スワップ	米国	10,564,079	97.52
現金、預金およびその他の資産(負債控除後)		268,862	2.48
合計 (純資産価額)		10,832,941 (約1,613百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 米ドルクラス受益証券(以下「米ドルクラス」という場合があります。)、円ヘッジクラス受益証券(以下「円ヘッジクラス」という場合があります。)および豪ドルヘッジクラス受益証券(以下「豪ドルヘッジクラス」という場合があります。)を個別にまたは総称して「受益証券」または「ファンド証券」といいます。

(注3) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、2025年9月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=148.88円および1豪ドル=97.89円)によります。以下同じです。

(注4) ファンドは、アイルランドの法律に基づいて設定されていますが、米ドルクラス受益証券は米ドル建て、円ヘッジクラス受益証券は円建て、および豪ドルヘッジクラス受益証券は豪ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り、それぞれ米ドル、円または豪ドルのいずれかをもって行います。

(注5) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

投資資産

() 投資有価証券の主要銘柄

該当事項ありません(2025年9月末日現在)。

() 投資不動産物件

該当事項ありません(2025年9月末日現在)。

() その他投資資産の主要なもの

スワップ

(2025年9月末日現在)

想定元本	償還日	時価	種類	対象指数銘柄	通貨	投資比率
10,157,299	2034年 6月12日	10,564,079	トータル・リターン・ スワップ	Deutsche Bank Croci Sectors III USD Total Return Index	米ドル	97.52%

(2) 運用実績

純資産の推移

2025年9月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

<米ドルクラス受益証券>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2024年10月末日	9,392,637	1,398,376	10.051	1,496
11月末日	8,621,662	1,283,593	10.075	1,500
12月末日	7,935,385	1,181,420	9.420	1,402
2025年1月末日	7,816,039	1,163,652	9.617	1,432
2月末日	7,908,685	1,177,445	9.815	1,461
3月末日	7,881,983	1,173,470	9.864	1,469
4月末日	7,425,471	1,105,504	9.645	1,436
5月末日	7,282,960	1,084,287	9.445	1,406
6月末日	7,376,664	1,098,238	9.510	1,416
7月末日	7,293,648	1,085,878	9.585	1,427
8月末日	7,292,291	1,085,676	9.731	1,449
9月末日	7,208,522	1,073,205	9.622	1,433

(注) 本表の数値は、取引を当該取引の翌営業日基準で処理し算出された取引純資産価額であり、会計期間の最終暦日までの全ての取引を反映している財務書類の数値とは異なる場合があります。以下同じです。

<円ヘッジクラス受益証券>

	純資産価額	1口当たり 純資産価格
	円	円
2024年10月末日	675,677,925	978
11月末日	693,228,055	977
12月末日	639,312,973	908
2025年1月末日	621,393,971	923
2月末日	619,429,261	939
3月末日	561,644,976	940
4月末日	528,829,476	915
5月末日	506,792,384	892
6月末日	493,483,991	895
7月末日	502,026,046	898
8月末日	501,434,171	908
9月末日	421,312,537	895

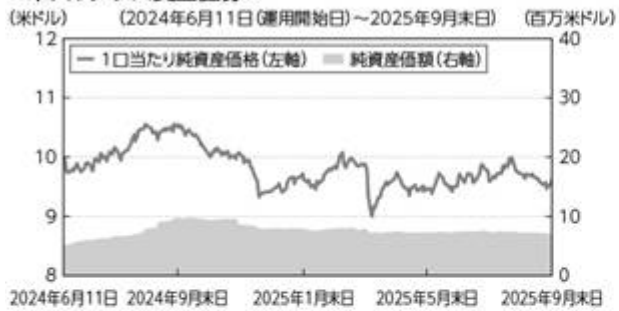
<豪ドルヘッジクラス受益証券>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
2024年10月末日	996,381	97,536	9.982	977
11月末日	1,175,462	115,066	10.000	979
12月末日	1,097,755	107,459	9.339	914
2025年1月末日	1,120,050	109,642	9.529	933
2月末日	1,158,370	113,393	9.721	952
3月末日	1,187,022	116,198	9.764	956
4月末日	1,154,481	113,012	9.505	930
5月末日	1,129,283	110,546	9.297	910
6月末日	1,108,521	108,513	9.356	916
7月末日	1,213,272	118,767	9.413	921
8月末日	1,279,798	125,279	9.550	935
9月末日	1,164,302	113,974	9.436	924

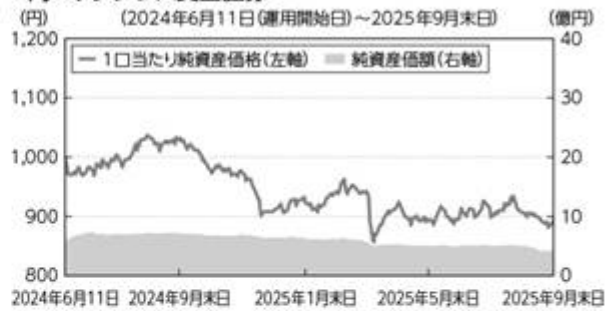
< 参考情報 >

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

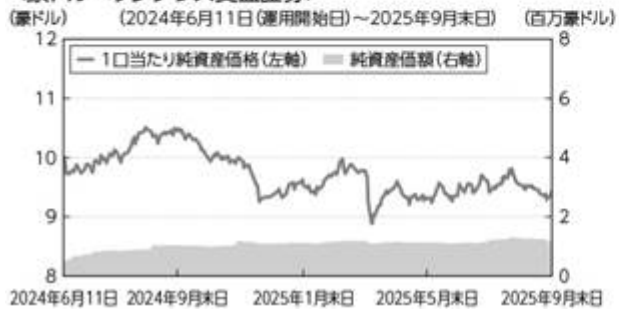
<米ドルクラス受益証券>



<円ヘッジクラス受益証券>



<豪ドルヘッジクラス受益証券>



(注) ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。以下同じです。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

2025年9月末日までの1年間における収益率は次のとおりです。

<米ドルクラス受益証券>

期間	収益率(%) (注)
2024年10月1日~2025年9月末日	- 8.45

<円ヘッジクラス受益証券>

期間	収益率(%) (注)
2024年10月1日~2025年9月末日	- 13.02

<豪ドルヘッジクラス受益証券>

期間	収益率(%) (注)
2024年10月1日~2025年9月末日	- 9.72

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

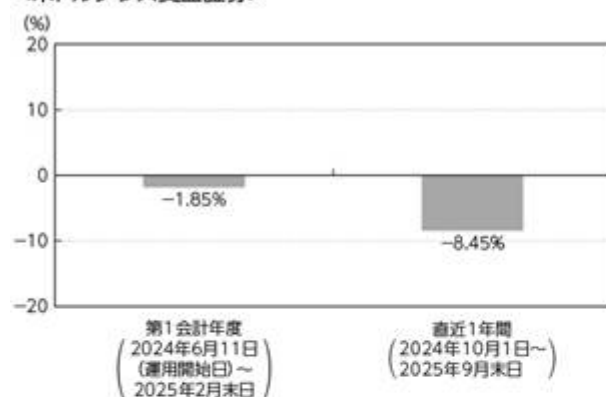
a = 2025年9月末日の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 2024年9月末日の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

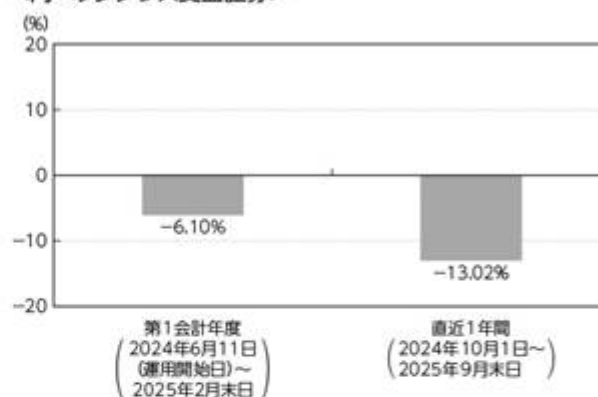
< 参考情報 >

収益率の推移

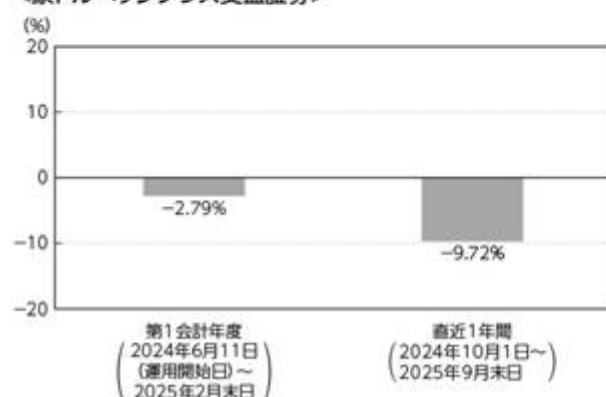
<米ドルクラス受益証券>



<円ヘッジクラス受益証券>



<豪ドルヘッジクラス受益証券>

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末または当該期間末の1口当たり純資産価格(当該会計年度または当該期間の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末または当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配前の額)(第1会計年度の場合、1口当たり当初発行価格(米ドルクラス受益証券:10.00米ドル、円ヘッジクラス受益証券:1,000円、豪ドルヘッジクラス受益証券:10.00豪ドル))

2 販売及び買戻しの実績

2025年9月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2025年9月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

<米ドルクラス受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
123,658 (123,658)	296,194 (296,194)	749,136 (749,136)

<円ヘッジクラス受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
51,056 (51,056)	271,808 (271,808)	470,847 (470,847)

<豪ドルヘッジクラス受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
43,043 (43,043)	19,474 (19,474)	123,389 (123,389)

(注) ()内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2025年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=148.88円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

オルトゥ・クールバ・トラスト
- グローバル株式セクター厳選ファンド
要約資産負債計算書
2025年8月31日現在
(米ドルで表示)

	注記	2025年8月31日現在	
		米ドル	千円
資産			
デリバティブ金融商品への投資	9、10	11,340,922	1,688,436
現金および現金同等物	11	11,568,836	1,722,368
発行受益証券未収金		-	-
未決済の外国為替取引に係る未収金		20	3
スワップ契約に係る未収金		80,033	11,915
前払費用およびその他の資産		227,515	33,872
資産合計		23,217,326	3,456,595
負債			
デリバティブ金融商品への投資	9、10	634	94
ブローカーに対する担保		11,597,894	1,726,694
管理会社への未払金	6	4,564	679
買戻受益証券未払金		24,423	3,636
未払分配金および未払利息		8,343	1,242
未決済の外国為替取引に係る未払金		-	-
スワップ契約に係る未払金		-	-
未払税金	5	-	-
その他の未払費用	6	41,156	6,127
負債合計		11,677,014	1,738,474
純資産		11,540,312	1,718,122

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

オルトゥ・クールバ・トラスト
 - グローバル株式セクター厳選ファンド
 要約運用計算書
 2025年8月31日に終了した会計期間
 (米ドルで表示)

	注記	2025年8月31日に終了した会計期間	
		米ドル	千円
投資収益			
その他の収益		9,046	1,347
投資収益合計		9,046	1,347
費用			
管理会社報酬	6	50,753	7,556
管理事務代行会社報酬	6	77,883	11,595
代行協会員報酬	6	2,295	342
監査報酬	6	19,753	2,941
受託会社報酬	6	13,713	2,042
法務報酬	6	16,479	2,453
税金費用	5、6	28,595	4,257
その他の費用	6	169,130	25,180
費用合計		378,601	56,366
純費用		378,601	56,366
投資純(損失)		(369,555)	(55,019)
投資に係る実現および未実現(損)益			
実現純(損)益:			
外国為替取引および先渡為替契約		(32,439)	(4,830)
スワップ契約		23,839	3,549
未実現評価益の純変動:			
外国為替取引および先渡為替契約		75,450	11,233
スワップ契約		223,041	33,206
投資に係る実現および未実現純利益		289,891	43,159
運用による純資産の純(減少)		(79,664)	(11,860)

2025年8月31日に終了した会計期間において、運用計算書に記載されているもの以外のその他の利益または損失はなかった。すべての収益は継続事業から発生している。

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

オルトゥ・クールバ・トラスト
 - グローバル株式セクター厳選ファンド
 要約純資産変動計算書
 2025年8月31日に終了した会計期間
 (米ドルで表示)

	注記	2025年8月31日に終了した会計期間	
		米ドル	千円
運用:			
投資純(損失)		(369,555)	(55,019)
投資、外国為替取引、先渡為替契約に係る 実現純(損失)		(8,600)	(1,280)
投資、外国為替取引、先渡為替契約に係る 未実現評価益の純変動		298,491	44,439
運用による純資産の純(減少)		<u>(79,664)</u>	<u>(11,860)</u>
資本株式取引:	3		
株式の売却による収入			
米ドルクラス		614,265	91,452
円ヘッジクラス		134,827	20,073
豪ドルヘッジクラス		140,195	20,872
株式の買戻しによる支払い			
米ドルクラス		(1,163,419)	(173,210)
円ヘッジクラス		(805,241)	(119,884)
豪ドルヘッジクラス		(52,838)	(7,867)
株式取引による純資産の純(減少)		<u>(1,132,211)</u>	<u>(168,564)</u>
純資産の(減少)合計		<u>(1,211,875)</u>	<u>(180,424)</u>
純資産: 期首現在		<u>12,752,187</u>	<u>1,898,546</u>
純資産: 期末現在		<u><u>11,540,312</u></u>	<u><u>1,718,122</u></u>

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

要約財務書類に対する注記

2025年8月31日に終了した会計期間

1. 組織

オルトゥ・クールバ・トラスト(以下「トラスト」という。)は、1990年ユニット・トラスト法およびアイルランド中央銀行が発行するAIFルールブック(以下「AIFルールブック」という。)に基づき、2024年5月2日にアイルランドで設立されたユニット・トラストで、登録番号はC535962である。トラストはアンブレラ・ファンドとして構成され、それぞれが別個のファンドもしくは資産ポートフォリオである複数のファンドで構成される場合がある。トラストの受益証券は、ファンドを表す一または複数の受益証券クラスを含む、異なるクラスに分割することもできる。

トラストは、1990年ユニット・トラスト法に基づき、アイルランド中央銀行(以下「中央銀行」という。)により、ユニット・トラストとして認可されている。中央銀行は、中央銀行がトラストを認可したことによって、またトラストの債務不履行に起因してトラストに関する法律により与えられる機能を中央銀行が執行することを理由として、責務を負うものではない。中央銀行によるトラストの認可は、当該スキームの様々な当事者の信頼性や財政状態に関する中央銀行による保証を意味するものではない。また、中央銀行は英文目論見書の内容について責任を持つということではない。かかる認可は、中央銀行によるトラストの推奨または保証を意味するものでもない。

トラストは、2024年5月2日にトラストとAIFMとの間で締結された契約(以下「AIFM契約」という。)に基づき、IQ EQファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)をオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)に任命した。AIFMは、AIFM契約の条件に従い、トラストに関する管理サービスを遂行するために任命されている。

2025年8月31日現在、トラストは1つのファンドで構成されている。

- オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド(以下「ファンド」という。)は、登録番号C535962を有するユニット・トラストであるオルトゥ・クールバ・トラストのファンドであり、ファンド間で分離された責任を有するアンブレラ型ファンドとして登録番号C537495で設立された。ファンドの管理会社であり、かつファンドの(ポートフォリオ管理の責任を有する)AIFMとしての役割も果たすのは、IQ EQファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッドである。

ファンドの投資目的は、下記に定義する参照指数(または参照指数と実質的に同じ市場を追跡するために管理会社が随時決定するその他の指数)のパフォーマンスを複製することを目指すことである。ファンドは、その投資目的を達成するため、原則として受益証券の発行手取金(からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額)の全額を、スワップ契約(以下「スワップ契約」という。)に従ってドイツ銀行(以下「スワップ・カウンターパーティー」という。)との間で行われる一または複数のトータル・リターン・スワップ(以下、総称して「トータル・リターン・スワップ」という。)へ投資する。トータル・リターン・スワップの締結に加え、ファンドは、留保中の投資、投資家への金銭の返還またはファンドの運用過程で発生する可能性のある特定の継続的な報酬もしくは費用の支払に充てるために、現金を保有することがある。管理会社は、ファンドの計算において、ファンドの総資産の50%

超を金融商品取引法(1948年法律第25号)(改正済)(以下「金商法」という。)に定義される「有価証券」(社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など。)(有価証券とみなされる金商法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。)および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資する。

クロッキー・セクター指数(以下「参照指数」という。)(ティッカー:DBGLS3UT)は、ドイツ銀行ロンドン支店が作成した、合成ルールに基づく独自の戦略である。参照指数は、米国、欧州、日本の大型株により構成されるセクション・プールにおいて、3セクターから選ばれた30銘柄のパフォーマンスを反映することを意図している。セクション・プールは、() S&P500指数(以下「S&P500」という。)の時価総額上位251銘柄(S&P500の時価総額上位271銘柄に含まれる場合は、現在の構成銘柄)、()ユーロストックスラージ指数(以下「ユーロストックスラージ」という。)の構成銘柄、および() TOPIX100指数の構成銘柄で構成され、S&P500およびユーロストックスラージとあわせて「参考指数」という。ただし、一定の制限銘柄、関連する業種分類基準に従って特定される金融銘柄および英文目録見書に記載するその他の銘柄を除外する。

管理会社はファンドを、サステナブルファイナンス開示規則(EU)2019/2088(以下「SFDR」という。)における第6条ファンドに分類している。ファンドは、SFDR第8条および第9条の意味における持続可能な投資目的を有していない。

2. 重要な会計方針

ファンドの要約財務書類は、2025年3月1日からファンドの半期末である2025年8月31日までの期間を反映している。

添付の財務書類は、ASC270の要件に準拠し、継続企業の前提に基づいて作成されている。

3. 資本金

2025年8月31日に終了した会計期間における受益証券取引は以下のとおりであった。

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

2025年8月31日

米ドルクラス	
期首受益証券口数	807,017
販売口数	63,594
買戻口数	(121,246)
期末受益証券口数	749,365
円ヘッジクラス	
期首受益証券口数	659,771
販売口数	21,513
買戻口数	(129,135)
期末受益証券口数	552,149
豪ドルヘッジクラス	
期首受益証券口数	119,158
販売口数	23,012
買戻口数	(9,150)

期末受益証券口数

133,020

4. 投資取引

2025年8月31日に終了した会計期間における短期投資を除く投資の売買は以下のとおりであった。

ファンド	買い	売り
オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド	80,227米ドル	396,703米ドル

5. 税金

トラストは、1997年租税統合法(改正済)の第739B条に基づく投資信託である。トラストがアイルランドにおいて税務上の居住者であり、アイルランド中央銀行の認可を受けている限り、トラストは、課税事由の発生を除き、その関連する所得または利益に対してアイルランド税が課税されることはない。課税事由には、受益者への分配金の支払い、受益証券の換金、償還、消却、譲渡、および受益証券の取得から起算する各8年間の終了時点における受益証券の保有が含まれる。

トラストは、以下の課税事由に該当する場合、アイルランド税が課税されない：

課税事由の発生時にアイルランドの居住者ではなく、かつ税務上アイルランドに通常居住していない受益者。ただし、トラストが必要な署名入りの法定宣誓書を受益者から受領しており、かつトラストが当該宣誓書の内容が実質的に正確でなくなったことを合理的に示唆する情報を保有していない場合。またはトラストがアイルランド税務当局から適切な宣誓書が提出されていない場合でも、総額支払いを実施する権限を付与されている場合。

必要な署名入りの法定宣誓書をトラストに提出した(1997年租税統合法(改正済)の第739D条に規定された)アイルランドの税金を免除されるアイルランド居住者である特定の投資家。

トラストと他のファンドとの適格な併合または再編により生ずる受益証券の交換。

アイルランドの内国歳入委員会の命令により指定された公認の清算システムにおいて保有される受益証券に関する取引。

司法上の別居および/または離婚に際して行われる配偶者と元配偶者間の受益証券交換。

受益者がトラストの受益証券を独立当事者間における取引条件によりトラストの他の受益証券と交換する取引であり、受益者に対する支払いが伴わない場合。

トラストによる投資に係るキャピタル・ゲイン、分配金および利息(もしあれば)は、当該投資収益/利益を受け取る国により課税対象となる場合があり、かかる税金はトラストまたはその受益者により回収できない場合がある。

適切な申告が行われない場合、課税事由が発生した際には、トラストはアイルランドの租税を負担するものとし、トラストは、かかる租税を関連する受益者から源泉徴収する権利を留保する。

ASC740「法人税等」は、税務申告によって計上された、または計上されると予想されるタックス・ポジションの認識および測定のための財務会計および開示の要件を定めたものである。管理会社は、すべての未確定の課税年度についてトラストのタックス・ポジションを検討し、トラストの財務書類に所得税の引当金を計上する必要はないと結論付けた。

ファンドは、米国の株式に連動する特定の種類のデリバティブ商品(株式またはトータル・リターン・スワップを含む。)に関して、「配当等価物」に対して30%の源泉徴収税を課す米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)第871条(m)の対象となる場合がある。

6. 取引費用

投資の売買に係る取引費用は、当該投資の売買に含まれる。

2025年8月31日に終了した会計期間における取引費用は以下のとおりであった。

オルトゥ・クールバ・トラスト
- グローバル株式セクター厳選ファンド

23,313米ドル

取引費用のうち、個別に識別可能なもののみを開示している。

7. 外国為替換算

2025年8月31日現在の米ドルに対する為替レートは以下のとおりである。

豪ドル	1.52788
英ポンド	0.74017
ユーロ	0.85433
日本円	146.82500

8. 金融商品の公正価値

トラストは、公正価値の測定に関する権威ある指針に従う。当該指針は、入手可能な場合には最も観察可能なインプットを使用するよう要求することにより、公正価値を測定するための枠組みおよび観察可能なインプットの使用を最大化するとともに、観察不能なインプットの使用を最小化するような、公正価値の測定に使用されるインプットの優先順位を設定する。当該指針は、公正価値を測定するために使用され得るインプットの3つの区分を定めている。有価証券の評価に使用されるインプットまたは方法は、必ずしもそれらの有価証券への投資に伴うリスクを示すものではない。

トラストの投資の価値を決定する際には、様々なインプットが用いられる。これらのインプットは、以下に列挙される3つの大まかなレベルに要約される。

レベル1 - 同一の有価証券の活発な市場における未調整の相場価格。

レベル2 - レベル1に含まれる相場価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に観察可能なインプット。これらのインプットには、以下が含まれ得る。

- ・活発な市場における類似の資産の相場価格
- ・活発でない市場における同一または類似の資産の相場価格
- ・当該資産について観察可能な相場価格以外のインプット
- ・相関関係その他の方法により観察可能な市場データから主に得られた、または裏付けられたインプット

レベル3 - 重要な観測不能なインプット(投資の公正価値を決定する際のトラスト独自の仮定を含む。)

以下は、2025年8月31日現在、公正価値で測定されている金融資産および金融負債の公正価値レベルの要約である。

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

2025年8月31日	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	合計 (米ドル)
投資				
資産				
- トータル・リターン・スワップ	-	11,311,186	-	11,311,186
- 先渡為替契約	-	29,736	-	29,736
負債				
- 先渡為替契約	-	(634)	-	(634)
合計	-	11,340,288	-	11,340,288

2025年8月31日に終了した会計期間において、レベル間の振替はなかった。

9. デリバティブ商品

以下の表は、2025年8月31日現在のデリバティブ商品の細分化された公正価値と、同日に終了した会計期間における関連する運用計算書への影響を開示している。

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

2025年8月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

	市場価格リスク (米ドル)	為替リスク* (米ドル)	合計 (米ドル)
デリバティブ資産 - デリバティブ金融商品への投資			
- トータル・リターン・スワップ契約 (市場価格)	11,311,186	-	11,311,186
- 先渡為替契約に係る未実現評価益	-	29,736	29,736
	11,311,186	29,736	11,340,922
デリバティブ負債 - デリバティブ金融商品への投資			
- 先渡為替契約に係る未実現評価損	-	(634)	(634)
	-	(634)	(634)

2025年8月31日に終了した会計期間の運用報告書におけるデリバティブ商品の影響

	市場価格リスク (米ドル)	為替リスク** (米ドル)	合計 (米ドル)
実現純(損)益			
- 先渡為替契約	-	(31,537)	(31,537)
- トータル・リターン・スワップ契約	23,839	-	23,839
	23,839	(31,537)	(7,698)
未実現評価(損)益の純変動			
- 先渡為替契約	-	75,602	75,602
- トータル・リターン・スワップ契約	223,041	-	223,041
	223,041	75,602	298,643

* 先渡為替契約については、総額が資産負債計算書のデリバティブ金融商品への投資の項目に表示されている。

** この列の金額は、先渡為替契約に係る実現損益および未実現評価損益のみ表示されている。

以下の表は、2025年8月31日に終了した会計期間における、先物為替契約の平均想定元本の内訳を示している。

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

米ドルクラス	-
円ヘッジクラス	3,746,481米ドル
豪ドルヘッジクラス	770,445米ドル

以下の表は、2025年8月31日に終了した会計期間における、市場価値に基づくトータル・リターン・スワップ契約の平均想定元本の内訳を示している。

ファンド

オルトゥ・クールバ・トラスト	11,570,982米ドル
- グローバル株式セクター厳選ファンド	

ファンドは、カウンターパーティ・リスクを軽減するために、カウンターパーティとの間で国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約(以下「ISDAマスター契約」という。)を締結することがある。ISDAマスター契約は、通常、ファンドとそのカウンターパーティによって交渉され、その後のすべてのデリバティブ取引に関する二者間の契約条件を規定する。ISDAマスター契約では、カウンターパーティに対して支払うべきまたは受け取るべきすべての金額を単一の正味支払額として相殺することが認められている。

2025年8月31日現在、ファンドはISDAマスター契約に基づく相殺可能な金額およびファンドが受領した担保を差し引いた後のカウンターパーティ別の純額で、以下のデリバティブ資産および負債を保有していた。

カウンターパーティ	相殺対象となる デリバティブ資産 (米ドル)	相殺可能な デリバティブ (米ドル)	非現金担保 受領額 (米ドル)	現金担保 受領額 (米ドル)	デリバティブ資産純額 (米ドル)
ドイツ銀行	281,314	(634)	-	(280,680)	-

カウンターパーティ	相殺対象となる デリバティブ負債 (米ドル)	相殺可能な デリバティブ (米ドル)	非現金担保 差入額 (米ドル)	現金担保 差入額 (米ドル)	デリバティブ負 債純額 (米ドル)
ドイツ銀行	634	(634)	-	-	-

10. 現金および現金同等物

現金は、デリバティブ担保金および銀行当座預金からなる。現金同等物は、容易に既知の金額の現金に換金可能であり、価値の変動リスクが極めて低く、短期的な現金需要を満たす目的で保有される短期の流動性の高い投資資産である。投資目的またはその他の目的で保有されるものではない。当期間末時点のすべての当座預金は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーまたは承認されたカウンターパーティに翌日物預金として、あるいは副保管会社に直接保管されている。

以下の表は、2025年8月31日現在、当座預金残高を保有している金融機関の内訳を示している。

2025年8月31日	オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド (米ドル)
オーストラリア・ニュージーランド銀行、香港	619
ディーエヌビー、オスロ	3,828
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	1,440
スカンジナビスカ・エンスキルダ・バンケン、ストックホルム	60
三井住友信託銀行、ロンドン	11,562,889
	11,568,836

2025年8月31日現在、銀行借越残高はなかった。

11. 分配金

2025年8月31日現在、ファンドにおいては、分配金の支払いは行われていない。現在、ファンドのいかなる受益証券クラスにおいても、分配金の支払いを予定していない。分配可能な利益は、ファンドの資産に留保され該当する受益証券クラスの純資産価格に反映される。

12. 関連当事者

管理会社の従業員である取締役は、トラストの存続期間中、その役務に対する報酬を受け取る権利を有していない。独立非執行取締役および非執行取締役は、管理会社から報酬を受け取り、いずれの取締役もトラストまたはファンドに対して報酬を請求しない。

トラストの関連当事者とは、英文財務書類に定義される管理会社、管理会社の取締役および受託会社である。関連当事者への支払いは、独立当事者間における取引条件に基づき計算され、運用計算書に開示されている。

13. 当会計期間の純資産計算書

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

2025年8月31日

	純資産 (クラスレベル) (米ドル)	発行済口数	一口当たり 純資産価格 (米ドル)
米ドルクラス受益証券	7,293,201	749,365	9.73
円ヘッジクラス受益証券	3,415,608	552,149	6.19
豪ドルヘッジクラス受益証券	831,503	133,020	6.25

2025年2月28日

	純資産 (クラスレベル) (米ドル)	発行済口数	一口当たり 純資産価格 (米ドル)
米ドルクラス受益証券 ¹	7,921,213	807,017	9.82
円ヘッジクラス受益証券 ¹	4,110,618	659,771	6.23
豪ドルヘッジクラス受益証券 ¹	720,356	119,158	6.05

¹ 2024年6月11日に運用開始。

14. 偶発債務

管理会社の取締役は、2025年8月31日現在、重要な偶発債務を認識していない。

15. 関係会社との取引

適格投資家向けのAIF(以下「適格投資家向けAIF」という。)の管理会社または受託会社、当該管理会社または受託会社の委託先もしくは再委託先、ならびに当該管理会社、受託会社、委託先または再委託先の関連会社もしくはグループ会社(以下「関係会社」という。)による適格投資家向けAIFとの取引は、すべて対等当事者間取引のように遂行されなければならない。取引は受益者の最善の利益にかなうものでなければならない。

管理会社の取締役は、AIFルールブック第2章第1節第1項(管理会社、ジェネラルパートナー、受託会社、AIFM、投資運用会社、またはこれらの委託先やグループ会社による取引)に定められた責務が関係会社とのすべての取引に適用されることを確保するための(文書化された手順で証明される)取り決めが存在し、当期間中に締結された関係会社との取引が第2章第1節第1項に定められた責務を順守していることに満足している。

16. ソフト・コミッション契約

ファンドは、2025年8月31日に終了した会計期間中に、いかなるソフト・コミッション契約も締結していない。

17. 当会計期間中の重要な事象

当会計期間において重要な事象はなかった。

18. 後発事象

2025年8月31日に終了した会計期間末以降、トラストに影響を与えるような重要な事象はなかった。

19. 財務書類の承認

本財務書類は、2025年10月15日に管理会社の取締役により承認された。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

オルトゥ・クールバ・トラスト
- グローバル株式セクター厳選ファンド
投資有価証券明細表
2025年8月31日現在

デリバティブ金融商品 - 98.3%

OTCトータル・リターン・スワップ

カウンターパーティ	支払率	参照指数	償還日	想定元本 (米ドル)	純資産比率	未実現評価 損益 (米ドル)	契約金額 (米ドル)
ドイツ銀行	0.60%	クロッキー・セクター指数 (ティッカー：DBGLS3UT)	2034年 6月12日	11,059,608	2.18%	251,578	11,311,186
						251,578	11,311,186

ヘッジ対象クラス先渡為替契約

カウンターパーティ		購入額		売却額	満期日	純資産比率	未実現評価損益 (米ドル)
ドイツ銀行	米ドル	82,568	日本円	12,153,080	2025年9月30日	0.00%	(452)
ドイツ銀行	米ドル	25,714	豪ドル	39,547	2025年9月30日	0.00%	(182)
ドイツ銀行	豪ドル	1,314,743	米ドル	853,402	2025年9月30日	0.07%	7,506
ドイツ銀行	日本円	515,768,691	米ドル	3,501,097	2025年9月30日	0.18%	22,230
							29,102
デリバティブ金融商品合計							11,340,288

価額(米ドル)

デリバティブ商品合計 - 98.3%

(取得価額 11,059,608米ドル)

11,340,288

その他の資産および負債超過現金 - 1.7%

200,024

純資産総額 - 100.0%

11,540,312

比率は純資産に対する比率として表示されている。

純資産総額比率

デリバティブ金融商品

48.8%

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額(2025年9月末日現在)

資本金の額は3,655,000ユーロ(約6億3,769万円)です。なお、一株当たり1.25ユーロ(約218円)の株式2,924,000株を発行済です。

過去5年間において、管理会社の資本金の額の増減はありません。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=174.47円)によります。以下同じです。

(2) 事業の内容及び営業の状況

IQ EQファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッドはトラストの管理会社です。

管理会社は非公開株式会社で、アイルランド会社法に基づき1989年8月3日にアイルランドで設立され、登録番号は148223です。管理会社は、2014年7月22日にアイルランド中央銀行から、AIFM規制に従ってAIFに対してAIFMとして行動する権限を付与されました。AIFMの主な業務は、トラストのような集団投資スキームへの管理サービスの提供です。

AIFMの役員および従業員は、各サブ・ファンドの業務を効率的に行うために必要な時間およびサービスを割くこととなります。しかし、AIFMとその関連会社、プリンシパル、役員および従業員は、相当量の時間と労力を必要とする可能性があり、またそうなることが予想される他の業務に従事しています。

管理会社は、信託証書に基づいて、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資の管理、各サブ・ファンドに関する借入権の行使、および各サブ・ファンドの受益証券の発行について責任を負います。

信託証書およびAIFMD法規の条項に従い、管理会社は受託会社への事前の書面による通知により、信託証書、関連する補足信託証書またはAIFMD法規の下で生じるその権利、特権、権限、義務および裁量の全部または一部を、管理会社が決定する一または複数の個人、機関、会社または団体に委託する権限を有します。管理会社が管理会社の関連会社のために当該委託権限を行使した場合、管理会社は当該関連会社によって生じた損失について責任を負いますが、その責任は当該損失が管理会社自身によって生じた場合に負う範囲にとどまります。管理会社は、管理会社の関連会社ではない委託先が引き起こした損失について責任を負いません。ただし、管理会社が当該委託先を選任する際に、現実詐欺、故意の不履行、または重大な過失がなかったことを条件とします。また、管理会社は、管理会社の関連会社ではない委託先の破産または倒産のみを理由として引き起こされた損失について責任を負わないものとします。管理会社は、信託証書で定められた様々な事柄を理由として、いかなる責任も負いません。管理会社は、トラストおよび各サブ・ファンドがAIFMD法規の適用要件に準拠していることを確認する責任を負います。

管理会社は、AIFM規制の要件に従って、常に最低資本金のレベルを維持します。

管理会社は、専門的過失から生じる責任に対する専門家賠償保険を保有しており、これは管理会社の活動から生じる潜在的な専門家賠償リスクをカバーするために適切なものです。

AIFMD法規におけるその他の要件として、管理会社は、トラストおよび各サブ・ファンドに提供するサービスに適用される、AIFMD法規に含まれるオルタナティブ投資ファンド運用会社のすべての義務、責務、機能を遵守するものとします。

管理会社は、管理事務代行会社から法的にも運営的にも独立しています。管理会社は、その意思決定手続きおよび組織構造により、受益者の公正な扱いを確保するものとします。管理会社は、AIFMD法規、特にAIFM指令の附属書を遵守するための報酬方針を有しています。

管理会社は、サブ・ファンドの管理会社として受ける可能性のあるすべての訴訟、手続き、責任、経費、請求、損害、費用(すべての合理的な弁護士、専門家およびその他の類似の費用を含みます。)または要求に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償される権利を有します。ただし、管理会社は、ケイマン諸島の裁判所によって、管理会社またはその関連会社、あるいはそれぞれの取締役、役員、従業員の現実詐欺、故意の不履行、重大な過失から生じたと認められた訴訟、手続き、責任、経費、請求、損害、費用、または要求に対して補償されないものとします。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、他のサブ・ファンドで発生した、また

は他のサブ・ファンドの計算のための負債に関して、サブ・ファンドの信託財産からいかなる補償を受ける権利もないものとします。さらに、管理会社と関係する受益者との間で書面で別段の合意がない限り、管理会社は過去または現在の受益者からいかなる補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、受託会社に対し90日前(または受託会社が同意するより短い期間)に書面により通知することにより、および信託証書に定めるその他の状況において、各サブ・ファンドの管理会社を辞任または退職することができます。また、管理会社は、信託証書で定められた状況において解任することができます。

管理会社の取締役の住所はアイルランド、ダブリン2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー76番です。

2025年8月末日現在、ユニット・トラスト、リミテッド・パートナーシップ、コーポレート・ファンド(ICA Vを含みます。)等の、あらゆる形態のAIFおよびUCITSファンドならびに個別ポートフォリオについての投資運用を含む第三者ファンドへの管理会社業務および投資運用業務の提供について、その管理財産額は合計390億ユーロ(約6兆8,043億円)を超えます。

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

下線または傍線は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

(4) 発行(売出)価格

<訂正前>

関連する申込日現在の受益証券1口当たり純資産価格

(中略)

(注2)「営業日」とは、()ニューヨーク、ロンドン、ダブリン、東京およびシドニーの各地において銀行が営業を行っている各日、東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所、ユーロネクスト・パリ証券取引所、フランクフルト証券取引所が営業を行っている各日(土曜日または日曜日を除きます。)ならびに/または()管理会社が受託会社と協議の上でファンドに関して随時決定するその他の日をいいます。

<訂正後>

関連する申込日現在の受益証券1口当たり純資産価格

(中略)

(注2)「営業日」とは、()ニューヨーク、ロンドン、ダブリン、東京およびシドニーの各地において銀行が営業を行っている各日、東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所、ユーロネクスト・パリ証券取引所、フランクフルト証券取引所が営業を行っている各日(土曜日または日曜日を除きます。)ならびに/または()管理会社が受託会社と協議の上でファンドに関して随時決定し、あらかじめ受益者に通知するその他の一もしくは複数の日をいいます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概要

() 資本金の額

<訂正前>

管理会社の資本金の額は、2025年6月末日現在、3,655,000ユーロ(約6億2,011万円)です。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=169.66円)によります。

<訂正後>

管理会社の資本金の額は、2025年9月末日現在、3,655,000ユーロ(約6億3,769万円)です。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=174.47円)によります。以下同じです。

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

管理会社は、円ヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラスの投資者がファンドの基準通貨で達成されるリターンと実質的に同等のリターンを受け取ることができるように、円ヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラスの為替エクスポージャーをヘッジすることを意図しています。このような戦略を実行するために使用される金融商品は、ファンド全体の資産/負債となります。ただし、このような取引は、関連する円ヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラスに明確に帰属し、関連する金融商品の損益お

よびコストはこれらのクラスのみが発生します。なお、管理会社が為替エクスポージャーをヘッジすることができる保証はなく、為替変動の影響を受ける可能性があります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社は、円ヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラスの投資者がファンドの基準通貨で達成されるリターンと実質的に同等のリターンを受け取ることができるように、円ヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラスの為替エクスポージャーをヘッジすることを意図しています。このような戦略を実行するために使用される金融商品は、先物、先渡、オプションでありファンド全体の資産/負債となります。ただし、このような取引は、関連する円ヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラスに明確に帰属し、関連する金融商品の損益およびコストはこれらのクラスのみが発生します。なお、管理会社が為替エクスポージャーをヘッジすることができる保証はなく、為替変動の影響を受ける可能性があります。

(後略)

別紙

定義

<訂正前>

(前略)

営業日 ()ニューヨーク、ロンドン、ダブリン、東京およびシドニーの各地において銀行が営業を行っている各日、東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所、ユーロネクスト・パリ証券取引所、フランクフルト証券取引所が営業を行っている各日(土曜日または日曜日を除きます。)ならびに/または()管理会社が受託会社と協議した上でファンドに関して随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

営業日 ()ニューヨーク、ロンドン、ダブリン、東京およびシドニーの各地において銀行が営業を行っている各日、東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所、ユーロネクスト・パリ証券取引所、フランクフルト証券取引所が営業を行っている各日(土曜日または日曜日を除きます。)ならびに/または()管理会社が受託会社と協議した上でファンドに関して随時決定し、あらかじめ受益者に通知するその他の一もしくは複数の日をいいます。

(後略)